

地 基 総 第 1 2 2 号
平成28年11月22日

地方公務員災害補償基金

各 支 部 長 様

地方公務員災害補償基金

理事長 有 岡 宏

(公 印 省 略)

地方公務員災害補償基金定款の一部変更等について（通知）

地方公務員災害補償基金定款の一部変更を総務大臣の認可（平成28年11月15日総行安第27号）を受けて、別添のとおり行いましたので通知します。

また、地方公務員災害補償基金業務規程の一部を別添のとおり改正したので通知します。

ついては、管内市町村、一部事務組合、地方独立行政法人等すべての任命権者に負担金率の変更について通知する等、その実施に遺漏のないようお願いします。

地方公務員災害補償基金定款の一部を変更すること

地方公務員災害補償基金定款（昭和四十二年自治許第五百九十一号）の一部を次のように変更する。

別表第二（第十七条の二関係）中		を		に改める。	
千分の〇・八〇		千分の〇・九〇			
千分の一・一一		千分の一・一六			
千分の三・一四		千分の三・一六			
千分の二・〇四		千分の二・三三			
千分の一・七二		千分の一・九五			
千分の一・七二		千分の一・八六			
千分の三・四五		千分の三・四三			
千分の四・八一		千分の三・七七			
千分の一・一四		千分の一・〇九			

附 則

- 1 この変更は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 変更後の別表第二の規定は、平成二十九年年度分の負担金から適用し、平成二十八年度分までの負担金について、なお従前の例による。

地方公務員災害補償基金定款の一部を変更することの概要

第1 趣旨

地方公共団体等が地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に対して払い込む負担金（普通補償経理）に係る職員の区分ごとに定められている給与の総額に乗ずる割合について、地方公務員等の公務上の災害等に対する補償に要する費用等の実情に応じ、平成29年度分の負担金から変更するもの。

第2 変更案の概要

基金に対して地方公共団体等が払い込む負担金に係る給与の総額に乗ずる割合を、次のように改める（別表第二関係）。

職 員 の 区 分	給与の総額に乗ずる割合	
	改 正 前	改 正 後
義務教育学校職員	1, 0 0 0 分の 0. 8 0	1, 0 0 0 分の 0. 9 0
義務教育学校職員 以外の教育職員	1, 0 0 0 分の 1. 1 1	1, 0 0 0 分の 1. 1 6
警 察 職 員	1, 0 0 0 分の 3. 1 4	1, 0 0 0 分の 3. 1 6
消 防 職 員	1, 0 0 0 分の 2. 0 4	1, 0 0 0 分の 2. 3 3
電気・ガス・水道 事 業 職 員	1, 0 0 0 分の 1. 7 2	1, 0 0 0 分の 1. 9 5
運 輸 事 業 職 員	1, 0 0 0 分の 1. 7 2	1, 0 0 0 分の 1. 8 6
清 掃 事 業 職 員	1, 0 0 0 分の 3. 4 5	1, 0 0 0 分の 3. 4 3
船 員	1, 0 0 0 分の 4. 8 1	1, 0 0 0 分の 3. 7 7
そ の 他 の 職 員	1, 0 0 0 分の 1. 1 4	1, 0 0 0 分の 1. 0 9

第3 施行期日等

- 1 平成29年4月1日から施行する。
- 2 変更後の規定は、平成29年度分の負担金から適用し、平成28年度分までの負担金については、なお従前の例による。

地方公務員災害補償基金定款の一部を変更すること 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○地方公務員災害補償基金定款（昭和四十二年自治許第五百九十一号）（抄）

変 更 後		変 更 前	
別表第二（第十七条の二関係）		別表第二（第十七条の二関係）	
職 員 の 区 分	給与の総額に乗ずる割合	職 員 の 区 分	給与の総額に乗ずる割合
義務教育学校職員 義務教育学校職員以外の教育職員 警察職員 消防職員 電気・ガス・水道事業職員 運輸事業職員 清掃事業職員 船員 その他の職員	千分の〇・九〇 千分の一・一六 千分の三・一六 千分の二・三三 千分の一・九五 千分の一・八六 千分の三・四三 千分の三・七七 千分の一・〇九	義務教育学校職員 義務教育学校職員以外の教育職員 警察職員 消防職員 電気・ガス・水道事業職員 運輸事業職員 清掃事業職員 船員 その他の職員	千分の〇・八〇 千分の一・一一 千分の三・一四 千分の二・〇四 千分の一・七二 千分の一・七二 千分の三・四五 千分の四・八一 千分の一・一四

地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程

地方公務員災害補償基金業務規程（昭和四十二年地基規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三 （第三十三条の十一関係） 中

千分の〇・一〇	千分の〇・一四	千分の〇・五八	千分の〇・一六	千分の〇・一三	千分の〇・三一	千分の〇・八一	千分の〇・三二
を							
千分の〇・〇七	千分の〇・一三	千分の〇・六一	千分の〇・一五	千分の〇・一一	千分の〇・三七	千分の〇・八二	千分の〇・三九

に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第三の規定は、平成二十九年年度分の負担金から適用し、平成二十八年度分までの負担金については、なお従前の例による。

地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程の概要

第1 趣旨

地方公共団体等が地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に対して払い込む負担金（特別補償経理）に係る職員の区分ごとに定められている給与の総額に乗ずる割合について、地方公務員等の公務上の災害等に対する補償に要する費用等の実情に応じ、平成29年度分の負担金から改正するもの。

第2 改正案の概要

基金に対して地方公共団体等が払い込む負担金に係る給与の総額に乗ずる割合を、次のように改める（別表第三関係）。

職 員 の 区 分	給与の総額に乗ずる割合	
	改 正 前	改 正 後
義務教育学校職員	1, 0 0 0 分の 0. 1 0	1, 0 0 0 分の 0. 0 7
義務教育学校職員 以外の教育職員	1, 0 0 0 分の 0. 1 4	1, 0 0 0 分の 0. 1 3
警 察 職 員	1, 0 0 0 分の 0. 5 8	1, 0 0 0 分の 0. 6 1
消 防 職 員	1, 0 0 0 分の 0. 1 6	1, 0 0 0 分の 0. 1 5
電気・ガス・水道 事 業 職 員	1, 0 0 0 分の 0. 1 3	1, 0 0 0 分の 0. 1 1
運 輸 事 業 職 員	1, 0 0 0 分の 0. 3 1	1, 0 0 0 分の 0. 3 7
清 掃 事 業 職 員	1, 0 0 0 分の 0. 8 1	1, 0 0 0 分の 0. 8 2
船 員	1, 0 0 0 分の 0. 3 2	1, 0 0 0 分の 0. 3 9
そ の 他 の 職 員	1, 0 0 0 分の 0. 0 9	1, 0 0 0 分の 0. 0 9

第3 施行期日等

- 1 平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成29年度分の負担金から適用し、平成28年度分までの負担金については、なお従前の例による。

地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程 新旧対照表（傍線部分は改正部分）
○地方公務員災害補償基金業務規程（昭和四十二年地基規程第一号）（抄）

改 正 後		改 正 前	
別表第三（第三十三条の十一関係）		別表第三（第三十三条の十一関係）	
職 員 の 区 分	給与の総額に乗ずる割合	職 員 の 区 分	給与の総額に乗ずる割合
義務教育学校職員	千分の〇・〇七	義務教育学校職員	千分の〇・一〇
義務教育学校職員以外の教育職員	千分の〇・一三	義務教育学校職員以外の教育職員	千分の〇・一四
警察職員	千分の〇・六一	警察職員	千分の〇・五八
消防職員	千分の〇・一五	消防職員	千分の〇・一六
電気・ガス・水道事業職員	千分の〇・一一	電気・ガス・水道事業職員	千分の〇・一三
運輸事業職員	千分の〇・三七	運輸事業職員	千分の〇・三一
清掃事業職員	千分の〇・八二	清掃事業職員	千分の〇・八一
船員	千分の〇・三九	船員	千分の〇・三二
その他の職員	千分の〇・〇九	その他の職員	千分の〇・〇九